

一般社団法人日本イノベーション融合学会会員・会費規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本イノベーション融合学会（以下学会という）定款に規程する会員について必要な事項を定める。

(会員)

第2条 学会の目的に賛同し、入会を希望し受理された者を会員とする。会員は以下の4種とする。

- (1) 正会員（社員） 当法人の目的に賛同し、次項に定める入会手続を経て、法人の運営に参画するため入会した個人または法人・団体
- (2) 一般会員 当法人の目的に賛同して、入会手続を経て入会した個人で、さらに三つに細分類される
 - (2-1) 一般会員（クラスター長） 当学会の目的に賛同して入会し、知の研究拠点のクラスター長として活動する個人
 - (2-2) 学生会員 当学会の目的に賛同して入会する大学及び大学院在籍の学生（社会人学生は除く）
 - (2-3) 一般会員 当学会の目的に賛同して入会する個人で、上記のクラスター長もしくは学生会員を除く会員
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同して入会する法人・団体、行政を含む。さらに法人の規模により三つに細分類される
 - (3-1) 法人会員A 大企業・団体
 - (3-2) 法人会員B 中小企業・団体
 - (3-3) 法人会員C 小規模企業・団体
- (4) 名誉会員 学術的功績または実務的功績により入会する個人または法人・団体
(入会および会費)

第3条 法人会員、個人会員および賛助会員として入会しようとする者は、学会の定める入会申込書を学会に提出し、会費を納入しなければならない。

- 2 正会員（社員）として入会するものは必要な手続を行い、当法人の理事会決議を得るものとする。
- 3 一般会員として入会するものは必要な手続を行い、当法人の承認を得るものとする。
- 4 賛助会員として入会するものは必要な手続を行い、当法人の理事会決議を得るものとする。
- 5 名誉会員として入会するものは、当法人の理事会決議を得るものとする。

(入会の不承認)

第4条 入会申込をした者が以下の何れかの項目に該当する場合、その者の入会を承認しないことがある。

- (1) 過去に本規約違反等で除名処分を受けたことがある場合

(2) 入会申込の際の申告事項に虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがある場合
(義務)

第5条 会員は学会の目的を遵守し、学会の活動を支援・協力する。

2 毎年4月1日現在の在籍会員は、4月末までに本規程別表に示す会費を納入しなくてはならない。

3 会員は住所、氏名(法人・団体の名称)、や登録内容に変更が生じた場合、ただちに学会に届け出なければならない。

(法の遵守及び社会的信頼の保持)

第6条 会員は、法令を遵守するとともに社会的信頼を保持し、健全な経済社会の発展に努める。

2 会員は、違法行為または反社会的行為を幫助するようなことを行ってはならない。

3 会員は、他者の人格および権利を尊重し、他者を誹謗あるいは中傷してはならない。

(会員譲渡の禁止)

第7条 会員として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできないものとする。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は次の各号に該当するときは、資格を喪失する。

(1) 学会に所定の退会届を提出したとき

(2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき

(3) 法人会員の場合、その法人または団体が破産、民事再生または会社更生の申立をし、あるいはこの申立を受けたとき。但し、合併・組織変更の場合においては資格の継承を認める場合がある。

(4) 所定の会費を継続して2年間に渡り滞納したとき

(会費の返還)

第9条 定款に定める、退会・資格の喪失・除名等のいかなる事由であっても、既に納入した会費は一切返還しない。

(再入会)

第10条 第8条により資格を喪失した者が再入会を希望し、学会がそれを認めたときは、再入会が認められる。

2 再入会に際しては、所定の会費を改めて納入しなければならない。

(除名)

第11条 会員が定款や本規程の条項等に違反したとき、または学会に損害を与えたとき、または会員としてあるまじき行為があったと認められるとき、学会は理事会の議決により会員を除名することができる。

(特典)

第12条 会員は当学会が別に定める特典を享受することができる。

2 賛助会員は1法人・団体2名まで登録することができる。但し、票決は1票までと

する。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人設立の日から実施する。
- 2 法人として学会設立当初の会費は、別表に掲げる額とする。
- 3 年度途中から入会した場合も、原則として会費は年額を納入する。

別表

会員種別	会員資格・内容	会費（年額）
正会員（社員）	当学会の目的に賛同し、当法人の運営に参加する目的で入会する個人または法人・団体（理事会で承認）	2万円
一般会員（研究クラスター長）	当学会の目的に賛同して入会し、知の研究拠点のクラスター長として活動する個人	2万円
一般会員（研究クラスター長以外、学生以外）	当学会の目的に賛同して入会する個人	1万円
学生会員	当学会の目的に賛同して入会する大学及び大学院在籍の学生（社会人学生は除く）	3千円
賛助会員	当学会の目的に賛同して入会する法人・団体、行政を含む。企業・団体の規模により1口当たり10万円（法人A）/6万円（法人B）（注1）/3万円（法人C）（注2）	1口以上
名誉会員	当学会に学術的功績または実務的功績のあった個人または法人・団体（理事会で承認）	なし

（注1：中小企業：製造業・その他の業種：従業員300人以下又は資本金3億円以下、卸売業：100人以下又は1億円以下、小売業：50人以下又は5,000万円以下、サービス業：100人以下又は5,000万円以下、
注2：小規模事業者：製造業・その他の業種：20人以下、商業・サービス業：5人以下）